

国、県の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた本市の対応について

4月7日に国から緊急事態宣言が7都府県に対して発出され、これを受け神奈川県から「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」が示された。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界規模で経済・社会に重大な影響がもたらされている。この難局を乗り切るため、市民の皆様と一丸となって、収束に向けた取組を具体的に実行していくことが求められている。このため、国、県と認識を一つにし、市として実施する最大限の対策について、強力に打ち出し、新型コロナウイルス対策を総合的に進めていくため、次のとおり対応を取りまとめた。

なお、実施に当たっては、感染された方やそのご家族に対する人権や個人情報の保護に最大限配慮を行うものとする。

1 対応の期間

令和2年4月8日（水）から5月6日（水）まで

※各項目において期間を明示しているものを除く

2 対応の内容

（1）衛生分野

ア 医療体制の確保

新型コロナウイルス感染者が増大した場合であっても、市内医療機関が決して医療崩壊を起こすことがないよう、国や県、医療機関等と連携しながら、「神奈川モデル」を基本とし、検査体制や病床の確保に取り組む。

具体的には、患者を入院させる病床を確保するための医療機関への支援、衛生研究所の検査機器などの機能強化を図る。また、無症状・軽症者の受け入れ先の確保として、市内の医療機関や民間事業者等の協力を得て、宿泊施設の確保に取り組む。

（2）生活分野

ア 市民の外出の自粛要請

緊急事態宣言の期間中においては、真にやむを得ない場合を除き、外出を自粛するよう、市民に強く協力を要請する。また、テレワーク、時差出勤、会議・出張の抑制など、それぞれの企業や団体の状況に応じて、集団の発生をできる限り抑える取組もお願いする。やむを得ず外出する場合であっても、いわゆる「密閉」「密集」「密接」の「3密」に当てはまる状態を極力避けるよう、市民に改めて周知し、行動変容を促す。

イ 市実施イベントの自粛及び市設置施設の利用休止期間の延長

市が実施するイベントの自粛及び市が設置している施設の休止期間を5月13日（水）まで延長する。

なお、各区民課やまちづくりセンターでの窓口手続においては、待合スペースでの間

隔の確保、混雑情報の発信等、感染拡大リスクに配慮した対策を講じる。

ウ イベント等の実施の自粛に伴う利用料の還付

イベント等の自粛を促すため、市の施設利用を取りやめた場合に利用料を還付する期間を4月13日（月）から6月13日（土）まで延長する。

エ 市立小学校及び中学校等の臨時休業の延長

市立小学校・中学校及び義務教育学校について、4月6日（月）からの臨時休業措置を5月6日（水）まで延長する。その後の延長については、感染拡大状況を勘案しつつ神奈川県と連携しながら判断する。

オ 臨時休業期間中の学習支援

市立小学校、中学校及び義務教育学校の臨時休業延長に伴い、自宅における学習支援のため、学習動画コンテンツの配信、規則正しい生活習慣の定着に向けた支援、各学校における自宅学習への支援・指導を行う。

カ 保育所等・児童クラブの利用

保育所等・児童クラブについては、県実施方針において、事業継続が求められているサービスの提供を確保するため、当面の間、開所とする。ただし、保育の提供や児童クラブの利用が真に必要な方以外については、利用の自粛をお願いする。

キ 外出自粛・学校の休校等に伴う、市民の心のケア等相談体制の充実

外出自粛等により生じる子育て、教育、家庭の問題等について、市民の方からの相談に応じる体制を充実する。

ク 高齢者・障害者施設の事業継続に当たっての相談

当面の間、高齢者や障害者のデイサービス・ショートステイ事業などは、感染防止策を講じた上で開所する。施設の事業継続について、事業者の不安払拭のための相談窓口を福祉基盤課内に設置する。

ケ 地域包括支援センター等における相談

地域包括支援センターにおいて、支援が必要な高齢者に対し、電話や訪問等により在宅での生活状況等を把握するとともに、地域の関係機関等と連携しながら、相談支援を継続する。

また、生活困窮者窓口は、ゴールデンウイーク期間中も開所に向けて検討する。

コ 乳幼児健康診査及びがん集団検診の取扱い

当面の間、乳幼児健康診査及びがん集団検診は中止する。

サ 高齢者大学（あじさい大学）の中止

高齢者大学（あじさい大学）の通年講座は中止する。

（3）経済分野

ア 国の緊急経済対策への迅速な対応

年収が住民税非課税世帯の水準まで下がった方などに対する現金給付や売上が大きく減少した法人や個人事業者の方に対する現金給付などの国の緊急経済対策を踏まえ、

早急に必要な補正予算を準備し、できるだけ早期に支援が行えるよう対応する。

あわせて、手続等について市民、企業等へのわかりやすい周知を図る。

イ 税金や公共料金等の市の債権の支払猶予

市税、国民健康保険税、介護保険料や、上下水道料金、事業者の皆様が事業実施のために利用されている公の施設の目的外使用料、道路等の占用料などについて支払いが困難な場合に、支払猶予を行うなど柔軟な対応を図る。

ウ 経済的な影響等に関する相談対応

事業の継続に困窮している中小・小規模事業者及び個人事業主への相談体制を強化する。

エ 市が発注する工事及び業務の履行期限等の柔軟な対応

市が実施する工事及び業務について、引き続き発注を継続するとともに、事業者からの申し出に応じて履行期限等を柔軟に対応する。また、事業者の財政的支援のため、物品の購入等について可能な限り早期発注に努める。

3 対応のための市の体制について

(1) 積極的かつ迅速な情報発信

感染症の発生状況や各種支援策の情報等について、ひばり放送や市ホームページ、SNS等を活用して、積極的かつ迅速に市民に情報提供を行う。

(2) 緊急性が高くない業務の縮小

市役所の資源を新型コロナウイルス対策関連に集中するため、職員研修や採用試験を延期するなど、業務の縮小に努める。

(3) 業務体制の確保

東京23区等から通勤している職員のテレワークや市内施設への宿泊、昼休みの時差取得などにより、職員の感染予防策を最大限実施し、市の機能を維持する。また、職員の配置を柔軟に行い、感染の収束に向けた取組や市民・事業者への支援の取組を迅速に行える体制を整備する。

(4) 国・県等との連携

本実施方針に定める対応を有効に実施するため、国、県及び首都圏を中心とした各都県・指定都市と緊密に連携して進める。

本市の対応については、神奈川県実施方針に変更がある場合は、適宜見直しを図るものとする。

以上